

**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）  
事業者団体向け**

令和3年2月26日  
林野庁

**1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。（共通規範3関係）**

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。
- ④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
- ⑤ 構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。
- ⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。
- ⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。
- ⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。
- ⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

**2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。（共通規範4関係）**

- ① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。
- ② 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。
- ③ 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。